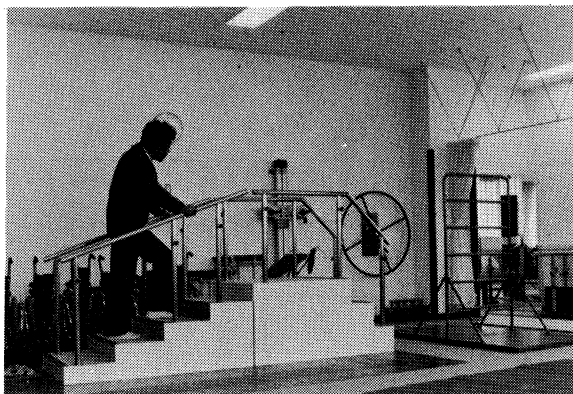
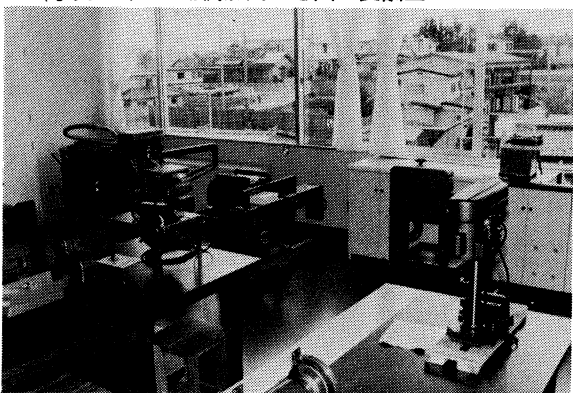


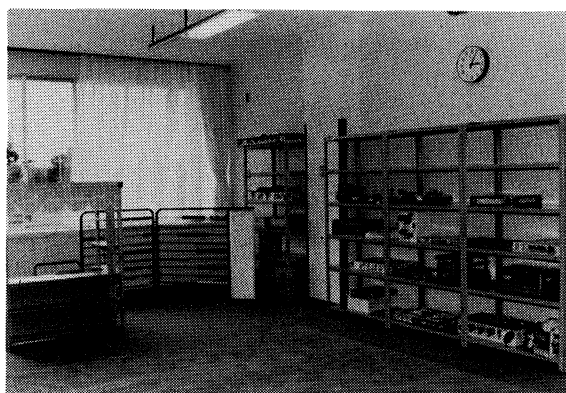
- (8) 研修室……………・大研修室(含、教育工学)・機器準備・映写室、小研修室
- (9) 研究室……………・事例研究室、教材教具製作研究室(写真8)
- (10) 休憩室、
- (11) 湯沸室、
- (12) 図書室(写真9)
- (13) 資料室
- (14) その他(管理関係)……………・所長室、職員室、事務室、更衣室、保守備品倉庫



(写真 6) 運動機能向上を図る養訓室



(写真 8) 諸工具で教材教具の作製



(写真 7) 感覚機能を高める養訓室



(写真 9) 開架を進めている図書準備室

五、事業内容

当センターには、すでに述べたように、本県養護教育の中心的施設として教育相談、教職員の研修、所員による調査・研究及び普及・啓発等の機能がある。これらの機能を十分に発揮するため、福島県心身障害児総合療育センターとの緊密な連携はもとより、その他の関係機関とも連絡協調し、有機的かつ効果的な運営に努め、本県養護教育の充実発展を図るため、運営の全体構想を図5のとおりとした。

以下、教育相談業務と教職員の研修業務を中心に、項を改めて紹介することとする。

(1) 教育相談事業

① 目的

心身に障害をもつ就学前幼児、学齢児童生徒のための教育相談機関として障害の種類及び程度に応じた適切な教育措置がとられるよう、専門的かつ総合的観点から、

ア、多様な訴えを受けとめ、相談を通して、その悩みや不安の解消を図り子供、及びその関係者の生活創造への援助を行う。

イ、必要に応じて専門機関との連携による相談活動を通して、養護教育の内容充実を推進する。

ウ、適切な就学指導の側面的援助を行う。

② 相談対象

教育相談業務は、既設の県教育センターにおいても行ってきたところであるが、当養護教育センターの相談対象者は、次のような範囲を対象として実施することを原則とする。

養護教育センターは、心身に障害が認められるか、又はその疑いのある幼児、児童、生徒を相談対象とし、障害の種類は、視覚障害、聴覚障害、精神薄弱、肢体不自由、病弱・虚弱、言語障害、情緒障害とする。